

第133回長崎県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催年月日 令和3年3月15日(月) 13:50~15:25
2. 通知年月日 令和3年3月2日(火)
3. 公示年月日 令和3年3月2日(火)
4. 開催場所 長崎市尾上町3-1
長崎県庁 3階 307会議室
5. 出席者(委員) 荒川会長、川崎委員、吉原委員、川本委員、持永委員、金子委員
(事務局) 岩田事務局長、村瀬課長補佐、大崎係長、遠山主任技師
6. 議案
第1号議案 「会長及び副会長の互選について」
第2号議案 「コイヘルペスウイルスまん延防止のための長崎県内水面漁場管理委員会指示について」
第3号議案 「長崎県内水面漁場管理委員会規程の一部改正について」
第4号議案 「長崎県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について」
その他
下りウナギの保護について
鳥類による食害対策におけるカワウの調査について
7. 議事

事務局

ただ今から、第133回長崎県内水面漁場管理委員会を開催いたします。本日は、昨年12月1日付けで第21期長崎県内水面漁場管理委員会委員に就任された方々での最初の委員会で、会長が決まっておりませんので、今回は知事が招集いたしました。

本日の委員会開催にあたりまして、事務局長から挨拶を申し上げます。

事務局長

(事務局長挨拶)

それでは議事に入ります前に、委員会を休会し、事務的な部分である委員の席順決定、委員及び事務局の紹介、内水面漁場管理委員会についての説明、会長選出のための仮議長の決定までを事務局の方で進めさせ

ていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員

(異議なし)

事務局長

それでは委員会を休会します。

《休 会》

仮議長

委員会を再開します。

(吉原委員)

ご指名がありましたので、仮議長を務めさせていただきます。スムーズに会長が選任されますよう、皆様のご協力をお願いします。

それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局

本日は、岩岡委員と佐木委員が欠席されており、定員 8 名中、6 名の委員の出席となっております。

出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 173 条により準用される同法 145 条第 1 項の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日ご欠席の岩岡委員、佐木委員から、議案については、皆様方の決定に一任する旨の了解をいただいておりますので、ご報告いたします。

仮議長

それでは、第 1 号議案「会長、副会長の互選について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(吉原委員)

事務局

会長・副会長につきましては、委員会規程第 3 条により、委員が互選することになっておりますことから、互選していただくものです。

お手元の資料の 3 ページに第 21 期長崎県内水面漁場管理委員会の名簿を添付しておりますので、ご参考とされてください。

以上で説明を終わります。

仮議長

それでは、会長、副会長について、どなたか立候補あるいはご推薦願います。

(吉原委員)

川本委員	荒川委員に会長をお願いしたいと思います。県の水産行政に携わっておられたこと、また、市内におられるということで事務局とも調整がしやすいのではと思います。大変ご苦勞をおかけするかと思いますが、お願いしたいと思います。副会長については、前回もされている持永委員が良いのではと思います。
仮議長 (吉原委員)	ただ今、会長に荒川委員、副会長に持永委員が推薦されましたが、ご意見等ございませんか。
各委員	(意見なし)
仮議長 (吉原委員)	ご意見もないようですので、会長を荒川委員、副会長を持永委員とすることに決定してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
仮議長 (吉原委員)	ご異議もないようですので、第1号議案「会長、副会長の互選について」は、会長に荒川委員、副会長に持永委員を決定いたします。 会長が決定しましたので、以後、荒川会長に議事進行をお願いしたいと思います。 ご協力ありがとうございました。
事務局長	それでは、会長と副会長が決定しましたので、会長は会長席へ、8番の吉原委員は2番の席へご移動願います。 《席移動》
事務局長	まず、会長と副会長お二人にご挨拶をお願いし、その後は会長に議事を進めて頂きます。 それでは会長から挨拶をお願いします。 (会長あいさつ)

事務局長

続きまして副会長から挨拶をお願いします。

(副会長あいさつ)

会長

それでは、議事に入ります前に、議事録署名人を指名したいと思いますが、当委員会規程第9条第2項により、会長と会長が指名した2人以上の出席委員が議事録署名人となる旨規定されております。

つきましては、席順に従い指名していくことでよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

会長

それでは、持永委員と吉原委員をお願いいたします。

続きまして、第2号議案「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための長崎県内水面漁場管理委員会指示について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事務局

- ・本委員会指示の発出状況について説明。
- ・委員会指示案・告示案について説明(発出日は県公報掲載日)。
- ・コイヘルペスウイルス病の概要、発生状況、九州各県の対応状況、指示・告示発出の経緯について説明。

会長

ただ今、説明がありました委員会指示案についてご審議願います。
この件に関して、ご質問等ございませんか。

各委員

(特段なし)

会長

ご意見等もないようですのでお諮りします。

第2号議案「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための長崎県内水面漁場管理委員会指示について」は原案どおり発出することにご異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

会長

ご異議もないようですので第2号議案「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための長崎県内水面漁場管理委員会指示について」は原案どおり発出することに決定いたします。

会長

続きまして、第3号議案及び第4号議案は関連する内容であるため、第3号議案「長崎県内水面漁場管理委員会規程の一部改正について」第4号議案「長崎県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について」を一括上程します。

なお、事務局からの説明後、審議を経て、議案ごとに議決することといたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

委員会規程の一部改正

・令和2年12月1日施行の改正漁業法に対応するため、委員会規程の一部を以下内容で改正することを説明。

主な変更点

漁業法145条第4項で、委員会議事録をインターネットの利用その他適切な方法により、公表しなければならないとされたことから、委員会規定第9条(議事録)に第3項を新設し、議事録を県が運営するホームページに載せて公表する旨を追加。これに伴い、旧規程第10条の縦覧に関する規定を削除。

委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正

・委員会規程の第8条で別に定める当該規程について、改正漁業法に対応するため、規程の一部を以下内容で改正することを説明。

・旧規程の第8条の根拠としていた漁業法第34条第7項の記載(許可の取消し等の不利益処分を受けそうな当事者等は、海区漁業調整委員会に対し、...資料の閲覧を求めることができる)が、法改正後に同法第89条第6項で「都道府県知事に対し、...資料の閲覧を求めることができる」と変更されたため、委員会に対して資料の閲覧を求められる手続きが想定されなくなったことから、この条項を削除。

会長

ただ今、説明がありましたこのことについてご審議願います。

色々併せての審議になりますが、この件に関して、ご質問等ございませんか。

各委員

(特段なし)

会長

ご意見等もないようですので議案ごとにお諮りします。
第3号議案「長崎県内水面漁場管理委員会規程の一部改正について」は、原案どおり一部改正することにご異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

会長

ご異議もないようですので第3号議案「長崎県内水面漁場管理委員会規程の一部改正について」は原案どおり一部改正することに決定いたします。

会長

続きまして、第4号議案「長崎県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について」は原案どおり一部改正することにご異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

会長

ご異議もないようですので第4号議案「長崎県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について」は原案どおり一部改正することに決定いたします。

それでは、その他の「下りウナギの保護について」事務局から説明願います。

事務局

- ・平成29～30年にシラスウナギの不漁が続いたことから、ウナギ資源の回復に向けた取組を進めるため、平成30年7月3日付で全国内水面漁場管理委員会連合会と全国内水面漁業協同組合連合会が連名で「全都道府県の内水面において、産卵に向かう下りウナギの保護に取組むこととする」旨、共同で決議。
- ・これを受け、下りウナギ保護について、平成31年2月27日開催第129回委員会の協議し、県内内水面漁協、振興協議会へ取組み(自主規制案(1.採捕期間の制限、2.下りウナギの再放流))依頼を実施。

・その後の各河川での取組進捗状況を報告し、今後も状況を確認し報告する旨説明。

会長 　　ただ今、説明がありましたこの件に関して、関係する漁協や各協議会から委員としてご出席いただいておりますが、何か追加のご説明やご意見等ございませんか。

川崎委員 　　うちに関しては、今事務局から説明がありましたとおり、今後理事会と総会に諮るということで進めて参ります。

会長 　　川本委員の所はいかがでしょうか。

川本委員 　　昨年、協議会が書面での開催であったので、個々の意見がはっきりしない状態です。取組むべきとは思いますが、各委員さんの意見をしっかりとまとめて、またご報告できればと思っています。

会長 　　吉原委員はいかがでしょうか。

吉原委員 　　志佐川については、採捕期間は(提示された案より)さらに厳しくしています。この取組について、長崎県の内水面の委員会としての全国の方への報告の期限はないんですか。もう少し早めにしないといけないのかなと思っているんですが。

事務局 　　ご指摘の通り、明確な期限は切られていませんが、できるだけ早めという話で、皆様のところ、できるところから取り組んで下さいという投げかけをさせていただいているところです。

吉原委員 　　事務局答弁の通り、次回の総会などで、なるべく努力していただいて、報告していただければと思いますので、よろしく願います。

会長 　　この件につきましては、水産庁の方からも取り組みを進めてくれと言われておりますので、事務局におかれましては、本件について、関係者の理解が進むようにご努力ください。また、委員の皆様におかれましても、それぞれの立場で、会議も開催しにくい、利害関係者も多いという

ことで、難しい立場におられるかと思いますが、このような状態になっているということをご理解いただくように、ご努力賜りますよう、お願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただいでよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

会長

続きまして、その他の「鳥類による食害対策におけるカワウの調査について」事務局から説明願います。

事務局

- ・令和2年10月22日開催の第132回長崎県内水面漁場管理委員会での、全国内水面漁場管理委員会連合会の令和2年度提案書に対する国の回答資料の中で、全国レベルで内水面漁業に被害を与えているカワウが減少しており、着実に成果が出てきているとされている箇所について、吉原委員からどのような調査がなされてこの記載となったのか質問があったもの。
- ・水産庁に確認したところ、内水面漁業に被害を与えるカワウの個体数の値は、都道府県で行なわれているカワウの生息数調査(41都道府県)被害状況の調査結果(37都道府県)を使用しているが、調査実施地区においても精度にバラつきがあるため、推定値としている(九州地区では、長崎、佐賀、熊本、沖縄が未調査県)。
- ・この推定値については、調査が実施されている箇所の推定値を基に全国的な傾向として減少していることを意味しており、地区によってはこの傾向が当てはまらないこともあるということであった旨説明。

会長

ただ今、説明がありましたこの件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

吉原委員

この件につきましては、この委員会でも一番議論されてきたのではないかと思います。水産庁の回答は、全く信用ならないと思っています。この回答を基にカワウ対策を考えているのでは、とんでもないと、これだけは今日言おうと思ってきました。この件については、長崎、佐賀、熊本、沖縄は未調査とのことで、対応していないということでしたが、

どうしてこんなに数字が全国的に下がっているのか不思議でならないです。

先進事例として、カワウ対策が成功している県について、カワウがいくつ卵を産むのか知らないんですが、それと、銃による駆除をされているのか、追い払っても40km移動範囲があると事務局から説明があったので、志佐川で言えば40kmなら伊万里の方まで行きますから、単独の自治体だけで対応しても何にもならないということですよ。巣を見たら巣を落とせとか、花火で脅せとか、とまりそうな所に筋を張れとか、できそうも無いことばかりを水産課(事務局)の方から答弁いただいていた訳ですけども。まずは実態調査をやることには対応できないのではないのでしょうか。非常に不名誉なことだと思うんですよ、九州で真っ先に長崎県と挙げられて。水産課の事務局として、これに対してもっと真剣に取り組んで、先般からこの委員会で、まず実態を、どのくらいの被害があるのか調べてくださいと言われてますが、できるわけがないんですよ。もう少し真剣に取り組んでもらわないと、志佐川は毎年5万尾のアユを放流しているのですが、橋の上から川を見てもお日様を反射してキラキラしている姿が1匹も見えない。それから、遊漁者にも全く券を買っていただけていない。他の地区についても、去年アユはおらんだったとの話を聞いています。カワウは相当な捕食量もあると聞いておりますので、県として、被害があっているのであればどのくらい被害があっているのか報告してもらわないと予算付けはできないという答弁をいただいているんですよ。

この全国のデータというのは、私は全く信用ならないデータと思っています。それで、全国的に先進事例があれば、どうやってカワウを減らしておられるのか、次回の委員会でも結構ですから、良い所の事例を紹介していただければと思います。県はもっと真剣に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会長

今のご意見を、私の方で大きく3つに分けていたのですが、まず1点目は県が実態調査しなければいけないのではないかとのご提案であったと思います。2点目は、他の県の成功事例をご紹介いただきたいということであったと思います。3番目は要望になるかと思いますが、県としての対策は何か考えているかということであったと思いますが、そういう内容で答弁させてよろしいでしょうか。

吉原委員

はい。

会長

では、県は実態調査すべきではないかとのご意見が出ましたけども、事務局と言うよりも県の考え、事務局の方で把握している所からお願いします。

事務局

まず、実態調査につきましては、このカワウの対策については、水産部局だけではございませんで、農山村対策室の方も関係している内容になっております。カモの調査に併せてカワウも見ていただくということは過去にあったようですが、今後カワウの調査につきましては関係部局との相談が必要になってくると考えておりますので、今後の委員会等でご説明させていただきたいと思っております。

また、成功事例については、国の方で主催しておりますカワウ対策研修会やマニュアル等が出ておりますので、そちらをご紹介させていただきたいと思っております。こちらには成功事例であるとか、カワウ調査のやり方等も記載されておりますので、皆様の方に紹介させていただきたいと思っております。

対策につきましては、こちらも調査と同様、農山村対策室にも関係してくる内容ですので、また状況をご報告させていただきたいと思っております。

吉原委員

いつも答弁はしていただくのですが、全く対策がなされてこなかったので、何年も委員を務めていますが、どの地区の委員さんもいつもこのことをおっしゃいます。

水産だけではなく、他部局との関連があるということで、連携した会議をもって、何年には調査をする、何をするとして、最終的には調査した数からどのくらい減らすといった最終目標を、具体的な行動計画を作らないことには、同じことの繰り返しになる。半歩も前に出ていないので、ぜひともこれをやらないと内水面の資源、川で水と親しむことが何もできないので。

5万匹も放流して...もはや鮮魚を買ってきて配った方が早いのではと思うほどで、今年はまだ放流はするまい、無駄銭という意見も出てきているんですよ。

だから、ぜひ真剣にそういった他部局との横の連携をもって一度協議

会を持っていただきたいと思いますので、強く要望しておきます。終わります。

会長 次期委員会までに、実態調査の計画、もしくは実態調査を行うための検討状況、これをご報告していただくということをお願いしてよろしいでしょうか。

事務局 そういった形で、対応させていただきたいと思います。

会長 それから、2番目の成功県の事例については、何か冊子をいただけるということですが、それでよろしいでしょうか。

吉原委員 はい。

会長 それから、大きな要望として、県として要望を打ってほしいということについて、事務局ですけども、県の方にこのような意見が出たので、対策を打つようにということを確実にお伝えいただけますでしょうか。

事務局 今回ご意見いただきましたことを含めまして、報告させていただきたいと思います。

会長 よろしくお願いいいたします。他の委員さんからご意見ございませんでしょうか。

持永委員 カワウは長崎県で害鳥になっているのでしょうか、なっていないのでしょうか。

川本委員 そこが一番大事なところですね。

持永委員 我々がヤマメを放流しても、アユを放流しても、ウが食べてしまって。諫早湾内に島が一つあるんですが、そこに夜にいっぱいとまっていて、佐賀県の漁師にも言われたんですが、湾内の堤防を越えて、佐賀県の筑後川まで行っているそうです。今まで、境川でもカワウは一匹も見なかったのですが、見かけるようになりました。

会長 持永委員のご発言で、越県してどこかへ行っているようなお話もありましたが、小さい範囲でやってもですね。この件につきましては、実態調査について、次の委員会で検討結果をいただけるということでよろしいでしょうか。

川本委員 カラスもカワウも有害鳥獣ではないんですよ。各市町が許可を出しているんです。カラスの卵一つとるのにも許可が必要。カワウもそうじゃないかと思うんですけどね。

会長 他に、カワウに関してご意見ございますでしょうか。無いようでしたら、この鳥類による食害対策におけるカワウの調査につきましては、先ほど会長として事務局に要望した事でまとめさせていただきます。
では、その他の件に移ります。

持永委員 境川で、管理釣場を作れないかという話が出ています。これは勝手に作っていいのでしょうか。

事務局 管理釣場とはどういったものでしょうか。

持永委員 境川でヤマメ等を買ってきて、冬場にそのエリアだけはリリースで楽しむというイメージ。えん堤からえん堤の間まで、長くて5～600mくらいを考えています。

事務局 よろしければ、この場で即答は難しいので、改めてお話を伺わせていただいでよろしいでしょうか。

会長 では、個別の案件としまして、事務局といたしますか、水産部でご検討いただいでよろしいでしょうか。

事務局 はい。

会長 それでは、その他無いようでしたら、会を閉じさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

(特段なし)

会長

では、これをもちまして、第133回長崎県内水面漁場管理委員会を閉会します。

ご審議ありがとうございました。

- - 閉会 - -